

議 案 第 5 号

富士見市一般職の職員の給与に関する条例及び富士見市一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）及び富士見市
一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第4号）の一部を改正す
る条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月18日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

人事院勧告等に伴う給与改定等のため、富士見市一般職の職員の給与に関する条例
及び富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正したいので、地
方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市一般職の職員の給与に関する条例及び富士見市一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）の一部
を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合
においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の
97.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	

25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		

78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200		
94		294,900	342,600	381,400	393,300	412,500		
95		295,200	343,100	381,800	393,600	412,800		
96		295,600	343,500	382,200	393,800	413,000		
97		295,800	343,700	382,600	394,000	413,200		
98		296,100	344,100	383,000	394,300	413,500		
99		296,500	344,500	383,400	394,600	413,800		
100		296,900	344,800	383,800	394,800	414,000		
101		297,100	345,100	384,200	395,000	414,200		
102		297,400	345,500	384,600	395,300	414,500		
103		297,800	345,900	385,000	395,600	414,800		
104		298,100	346,300	385,400	395,800	415,000		
105		298,300	346,800	385,800	396,000	415,200		
106		298,600	347,200	386,200	396,300	415,500		
107		299,000	347,600	386,600	396,600	415,800		
108		299,300	348,000	387,000	396,800	416,000		
109		299,500	348,500	387,400	397,000	416,200		
110		299,900	348,900	387,800	397,300	416,500		
111		300,300	349,200	388,200	397,600	416,800		
112		300,600	349,500	388,600	397,800	417,000		
113		300,800	350,000	389,000	398,000	417,200		
114		301,000		389,400				
115		301,300		389,800				
116		301,700		390,200				
117		301,900		390,600				
118		302,100		391,000				
119		302,400		391,400				
120		302,700		391,800				
121		303,100		392,200				
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項各号列記以外の部分中「10,000円」を「16,000円」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「10,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「14,000円」を「17,000円」に、「13,000円」を「11,000円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第17条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5」を「当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95」に改め、同条第3項中「（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）」を削り、「、扶養手当及び」を「の月額及びこれに対する」に改める。

（富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「374,000円」を「375,000円」に改める。

第8条第1項の表中「135,600円」を「146,100円」に、「185,800円」を「195,500円」に、「222,900円」を「231,500円」に改める。

第10条第2項中「100分の167.5」を「6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」に改める。

第4条 富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第4項から附則第7項までの規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定（富士見市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「採用等条例」という。）第7条第1項の表及び第8条第1項の表の改正規定に限る。）

による改正後の採用等条例の規定 平成31年4月1日

(2) 第1条の規定（給与条例第17条第2項第1号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（採用等条例第10条第2項の改正規定に限る。）による改正後の採用等条例の規定 令和元年12月1日

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

4 第2条の規定の施行の日（以下この項、次項及び第7項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第7条の3第1項の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第7条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例第7条の3第1項各号列記以外の部分に規定する月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に該当しない職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第7条の3第1項各号の規

定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

- 5 第2条の規定による改正後の給与条例第7条の3の規定にかかわらず、一部施行日から令和3年3月31日までの間、同条第1項及び前項に規定する職員以外の職員（規則で定める職員を除く。）に月額1,500円を住居手当として支給する。
- 6 前2項に定めるもののほか、これらの規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（勤勉手当基礎額に関する経過措置）

- 7 一部施行日から令和6年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例第17条第2項各号列記以外の部分及び同項第1号並びに第3項の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「勤勉手当基礎額」とあるのは附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとし、同項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「基準日現在」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）」と、「給料の月額及びこれに対する地域手当」とあるのは「給料、扶養手当及び地域手当」とする。

（規則への委任）

- 8 第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表（附則第7項関係）

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	勤勉手当基礎額から第3項に規定する扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た額を減じた額
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	勤勉手当基礎額から第3項に規定する扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の30を乗じて得た額を減じた額
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	勤勉手当基礎額から第3項に規定する扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減じた額
令和5年4月1日か	勤勉手当基礎額から第3項に規定する扶養手当の月額

ら令和6年3月31日 まで	及びこれに対する地域手当の月額 の70を乗じて得た額を減じた額
------------------	------------------------------------